

新型コロナウイルス感染症に関する市からのお知らせ

新型コロナワクチン接種のお知らせ

お知らせする内容は12月12日時点の情報です。最新の情報は右記QRコードから市HPを確認してください。

新型コロナワクチン接種の期限は現在のところ、3月31日(金)までです。接種を希望する人は早めに予約してください。

保健センター  
(76)1133



市HPへ

オミクロン株対応ワクチンについて (詳細は下記QRコード参照)

接種券を失くした人は、市新型コロナワクチン接種コールセンターへ連絡してください。

●対象者 初回(1・2回目)接種を受けた12歳以上で、前回接種から3カ月以上経過した人

●接種場所

【市が実施する集団接種】(使用ワクチン：ファイザー社製BA.4-5対応型)

ワクチンの供給状況等により変更となる場合があります。

会場	接種日	予約開始日時
北部公民館	1月14日(土)・15日(日)・21日(土)・ 22日(日)・28日(土)・29日(日)	1月6日(金) 午前8時30分
明祥プラザ(明祥公民館)		



●インターネット予約

右記QRコードから市HPを参照し、予約専用サイトにて予約  
受付：毎日24時間(1月6日は午前8時30分から)



●電話予約

安城市新型コロナワクチン接種コールセンター  
☎(91)3567  
受付：平日午前8時30分～午後5時15分

【市内医療機関で実施する個別接種】

実施医療機関及び使用ワクチン、予約方法等の詳細は、QRコードから市HPを確認してください。



【愛知県が実施する大規模集団接種】

安城更生病院等、県内5カ所で実施しています。会場や予約方法等の詳細はQRコードから市HPを確認してください(使用ワクチンはモデルナ社製)。



■1月の接種券発送日(予定)

●1月20日(金)発送→11月に2～4回目の接種を受けた12歳以上の人



接種券や接種会場等に関する問合せ

安城市新型コロナワクチン接種コールセンター

☎(91)3567

※平日午前8時30分～午後5時15分受付。

接種後の副反応等に関する問合せ

愛知県新型コロナウイルス感染症健康相談窓口

☎052(954)6272

※平日午前9時～午後5時30分受付。

※上記以外の時間帯は(☎052(526)5887)へ。

その他の接種時年齢別の接種体制及びワクチンについて

接種時年齢	接種回数	使用ワクチン	接種実施場所(※4)
生後6カ月～4歳	1～3回目(※1)	乳幼児用ファイザー社製(※2)	●市内医療機関での個別接種
5～11歳	3回目(2回目接種からの接種間隔5カ月)	小児用ファイザー社製(※3)	●市内医療機関での個別接種 ●県大規模集団接種
5～11歳	1・2回目	小児用ファイザー社製(※3)	●市内医療機関での個別接種
12歳以上		ファイザー社製又はモデルナ社製従来株ワクチン	

(※1) 3回目の接種券は2回目の接種後に送付。新型コロナワクチン接種の期限は現在のところ、3月31日(金)までのため、乳幼児用ワクチンで接種を希望する人は1回目の接種を1月13日(金)までに受ける必要があります。

(※2) 5歳の誕生日の前々日までは乳幼児用、前日からは小児用ワクチンで接種を受けられます。(ただし、1回目接種を乳幼児用ワクチンで受けた場合は、3回目まで同じワクチンで接種)

(※3) 12歳の誕生日の前々日までは小児用、前日からは12歳以上用のワクチンで接種を受けられます。(ただし、1回目接種を小児用ワクチンで受けた場合は、2回目まで同じワクチンで接種)

(※4) 左ページの「市内医療機関で実施する個別接種」又は「愛知県が実施する大規模集団接種」のQRコードから市HPを確認してください。

■1月の接種券発送日(予定)

1月20日(金)発送→①2月に生後6カ月になる人(令和4年8月2日～9月1日生まれ)  
②令和4年9月に2回目の接種を受けた5～11歳の人

愛知県子育て世帯臨時特別給付金・安城市子育て世帯(高校生まで)臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症が長期化する中で、食費等の物価高騰の影響を受ける子育て世帯を支援するため、愛知県及び安城市は給付金を支給しています。詳細はQRコード参照。

●問合せ 子育て支援課(☎71)2227



【共通事項】

- 申請が必要な人 公務員、(2)の対象児童のうち②のみを養育している人
- 支給方法 児童手当・特例給付の登録口座又は別途指定口座へ振込
- その他 市が把握している(2)の対象児童のうち①を養育中の人には児童手当・特例給付振込口座に支給済
- 申請方法 各申請期限までに申請書を直接か郵送(消印有効)で子育て支援課へ

(1)愛知県子育て世帯臨時特別給付金

- 支給対象者 令和4年8月31日時点で県内に住所を有しており、令和4年9月分の児童手当受給者(特例給付受給者を除く)
- 対象児童 令和4年9月分の児童手当の支給対象となる児童
- 支給金額 対象児童1人につき1万円
- 申請期限 1月31日(火)

(2)安城市子育て世帯(高校生まで)臨時特別給付金

- 支給対象者 令和4年8月31日時点で本市に住所を有しており、下記のいずれかに該当する人
  - 令和4年9月分の児童手当・特例給付受給者
  - 平成16年4月2日～令和4年8月31日に生まれた児童を養育している主たる生計維持者
- 対象児童
  - ①令和4年9月分の児童手当・特例給付の支給対象となる児童
  - ②①の対象とならない児童で平成16年4月2日～令和4年8月31日に生まれた児童
- 支給金額
  - (1)の対象児童→対象児童1人につき1万円
  - (1)の対象とならない児童→対象児童1人につき2万円
- 申請期限 2月28日(火)